

共済会 コーナー

シニア共済のおすすめと 制度改正のお知らせ

退職されるみなさん、永年のお勤め大変お疲れさまです。国公共済会の各制度は、退職後も組合が認めれば65歳まで継続して加入でき、保障内容や掛金額も現役時代と変わりません。また、シニア共済に加入すると80歳まで入院や通院保障を確保できますので、規約改正と併せてご紹介します。

退職後の心強い味方

シニア共済は、組合員のみならず、ご家族でもお元気で活躍されることを願い、病氣やケガによる療養費などを援助する制度です。退職後66歳未満のOB組合員と配偶者

が加入でき、80歳まで継続加入可能です。
病気の通院のみで給付がある保険や共済はありません。退職後は通院が増える方も多く、国

病気通院も給付対象

シニア共済の最大の特徴は、病気で1日通院しても給付対象となる点です。風邪や花粉症、眼科への通院も給付対象となります。公労連のOB組合員のメリットとして、シニア共済を全ての退職者の方に

おすすめします。
改正で現役時代3年以上の加入が必須に
2022年7月と2024年7月に、制度改正でシニア共済の加入条件が変わります(※図2を参照)。特に2024年以降は、現役時代(シニア共済加入の直近)に3

年以上継続して、生命、団体生命、医療、交通、火災共済のいずれかに加入していることが条件となります。
今回の改正は、国公共済会の事業運営に貢献した組合員のみ加入できることを明確化しました。現役組合員のみならず、この機会に、退職に備えぜひ国公共済会への加入を検討してみてください。
※シニア共済の詳細はリーフレットおよび規約改正のお知らせを必ずご確認ください。

- 図1：1口あたりの主な共済金と掛金 (2022年2月現在)
 - ◇シニア医療共済(1年度給付上限27万円)
 - 入院 日額3,000円(1年度90日上限)
 - 通院 日額1,500円(1年度45日上限) 等
 - 掛金月額2,000円(2口まで)
 - ◇シニア生命特約
 - 死亡・高度障害 50万円
 - 掛金月額1,750円(4口まで)

- 図2：シニア共済の制度改正 ※は改正前
- 【1】加入条件
 - ①2022年7月1日加入から健康告知基準に該当しない60歳(※55歳)以上66歳未満のOB組合員。
 - ②2024年7月1日加入から加入条件に追加シニア共済の効力発生日の直近3年以上継続して生命基本、団体生命、医療、交通災害、火災共済のいずれかに加入歴のある者。
- 【2】シニア医療共済 通院日額
 - 2022年7月1日から 日額1,200円(※1,500円)

組合員みなさんへ
コロナの自宅療養の給付請求を忘れてませんか!

新型コロナウイルス感染症の陽性者で保健所の指導により自宅療養した場合、事故入院扱いとなり、生命基本共済の事故入院給付と医療共済の入院給付の対象となります。入院した場合、ホテル療養した場合も同様です。

給付請求する場合は、

- ①セット・火災共済給付請求書、②保健所発行の陽性判明日(診断日でも可)と制限解除日が記載されている書類(コピー可)を揃えて、組合をとおして国公共済会に提出してください。

〈給付例〉

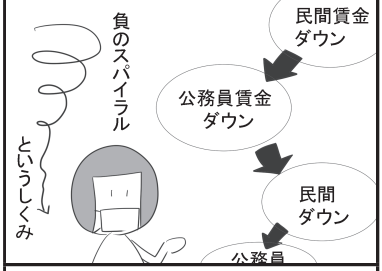
陽性判明日から制限解除日までが10日間で、生命100口、医療20口に加入している場合の給付額は

- 生命 100口×100円×10日=10万円
- 医療共済 20口×500円×10日=10万円

給付合計額：20万円

それゆけ!! ヨッヨくん! 負のスパイラル<120>

どうして春闘に公務員労働者も参加するんですか?
それはね
内部留保を
賃上げに



どこかで歯止めを
かけないと
どんどん
エスカレート
していくからね
そうなんすね
か

オレのビジュアルも
変な方向にエスカレート
してないか
そろそろ
元にもどしてくれ
※前号参照
Kabato.